

ミになりますけれども、適正な教室配置という問題がありますので、全学挙げて、演習 I を同じ時間あるいは同じ曜日で設置しますと大変なことが起きますので。

バッティングが起きると。

はい、そうしたガイドラインを作ってはどうかとか、そういう提案を、全体的な形で運営するのが教務委員長です。

そうすると、教務委員長といったら、大経大には4学部ありますよね。

はい。

どこかの学部と決まってないんですか、特定の学部から選ばれるという。

わけではありません。

そうすると、年度によっては、それぞれ教授の出身母体は替わるんですか。

はい、替わります。

原告代理人

外国書購読の件ですけれども、原告を外そうとした趣旨は大学院の出題傾向にかなった授業ができるようにというところなんですよ。現在はその後どのように外国書購読のあり方を変えたんですか。

今のところはまだ継続はしています。

授業内容は基本的には変わらず。

はい。

原告の授業計画を検討する際のカリキュラム検討委員会を開催する以前に、どなたかから、原告の特任教員の任用は、させるべきだ、あるいはさせるべきじゃないとか、そんな意見は聞いたことはありますか。

ありません。

裁 判 官

カリキュラム検討委員会の委員長をされてたということなんですけれども、今もやられてるのか、どこかでやめられてるのか。

今はやってません。

いつまでやられてたんですか。

2013年3月末までになります。

カリキュラム検討委員会の構成員は8人ということですが、これは全員経営学部の教員の方なんですか。

はい、そうです。

その方は教授会のメンバーにも入るんですか。

はい。

カリキュラム検討委員会について、経営学部では規程がないという話なんですけども、これはほかの学部ではあるのに経営学部では設けてないのは何か理由があるんですか。

そこまでの支障が今までなかったからです。

特任教員に関する規程が途中で改定されてますけども、改定される前と改定された後で、カリキュラム検討委員会、あるいはそれに限らず、任用手続において何か具体的に手続が変わったようなところがありますか。

ないと思います。

被告ら代理人

今の裁判所の質問の中で、カリキュラム委員会規程がないのは経営学部ですけど、ほかにもあるでしょう。

はい。

どこですか。

情報社会学部にはないです。

(以上 真鍋 佳代)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

大 谷 紀 子



裁判所速記官

真 鍋 佳 代

